

福知山市SDGsパートナー団体登録制度実施要領

(目的)

第1条 「誰ひとり取り残さない、持続可能な社会の実現」を理念とするSDGsに呼応し、地域課題解決に取り組む団体等を「福知山市SDGsパートナー団体」(以下「パートナー団体」という。)として登録し、その取組みを広く周知するとともに、関係機関との協働・連携により地域課題解決の促進を図ることで、福知山市域における環境・経済・社会の好循環による持続可能で豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 福知山市内に事業所等を置く特定非営利活動法人、団体、教育機関、研究機関等を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) SDGsとは、国際連合で採択された、2030年までの世界の「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」をいう。
- (2) 事業年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までのことをいう。

(パートナー団体の取組み)

第4条 パートナー団体は、次の各号の取組みを行うものとする。

- (1) SDGsに関する理解促進と普及啓発
- (2) SDGsの理念に沿った地域課題解決活動の実践と拡大
- (3) 市内における環境・経済・社会の好循環に資する活動

(登録基準)

第5条 登録は、SDGsの達成に向けた活動に取り組んでいる、または取り組む意欲のある団体等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて行うこととする。

- (1) SDGsの達成に向けた方針について、代表者が考えを宣言していること
- (2) すでに取り組んでいる活動内容が、SDGsの理念と合致しており、SDGsの17のゴールとの関係が明確であること
- (3) 法令を遵守しており、過去に重大な法令違反がないこと
- (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有していないこと
- (5) その他、パートナー団体として適当でないと認める事案がないこと

(登録方法)

第6条 登録申請をしようとする団体等は、次の書類を市に提出するものとする。

- (1) 団体登録申請書(様式第1号)
- (2) その他、市が必要と認める書類

(登録)

第7条 市は、提出された登録申請書等を審査し、第5条の登録基準に適合すると認められるときは、パートナー団体として登録し、団体登録決定通知書(様式第2号)を登録団体等

に通知する。

2 市は、パートナー団体をSDGsの達成に向けて積極的に取り組む団体等として、市ホームページ等で対外的に広報する。

3 市は、登録情報を関係機関と共有し、関係機関との協働・連携により地域課題解決の促進を図る。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、登録の日から2年経過後の日が属する事業年度の末日までとする。

(登録の更新)

第9条 前条の有効期間が経過した後も引き続き登録を継続するには、第6条に規定する書類を市に提出することとする。

(活動状況の報告)

第10条 市は、パートナー団体に対し、必要に応じて活動状況の報告や、参考となる資料の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第11条 パートナー団体は、市に提出した登録申請書の内容に変更があった場合は、市にその旨を届け出るものとする。

(登録の取消)

第12条 市は、パートナー団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有していることが判明した場合
- (4) 事業所等を他市町村に移転し、市内での活動が困難になった場合
- (5) 第10条に定める活動状況の報告を行わない場合
- (6) SDGsの達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (7) その他、パートナー団体として適当でないと認める場合

(その他)

第13条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。